

⇨ 退職金を分割支給した場合

Q : 当社では、今期に定年退職する従業員が2名いますが、資金繰りの都合上、退職金を3回に分けて支払うことにしました。この場合の源泉徴収の方法について教えてください。

A : まず支給する退職金の総額に対する源泉徴収税額を算出し、その税額をそれぞれの分割支給額で按分した金額を支払いの都度徴収します。

【解説】

源泉徴収とは、給与や退職金など所得を得た者の納付すべき所得税を、支払う者が一定の割合で天引きし、その者の代わりに納付することをいいます。所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払う時です。したがって、これらの所得を支払うことが確定していても、現実に支払わなければ源泉徴収する必要はありません。

ご質問のように、支給総額の確定している退職金を分割して支払う場合においても、退職所得の収入金額は退職の日に全額計上されますが、源泉徴収税額については、支払いの都度分割して徴収することになります。具体的には、まず支払うべき退職金の総額について源泉徴収税額を算出し、その税額をそれぞれの分割支給額に按分した税額を、その支払いの都度徴収することになります。徴収した税額はそれぞれ徴収した月の翌月10日までに納付しなければなりません。納期の特例の適用を受けている場合にはその定められた納期限までに納付することになります。

